

別表 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1 実施体制・業務遂行能力	(1) 海外における専門知識等を有し、業務遂行体制が整備されている	5
	(2) 海外における農産物の輸送・販売又は販売促進活動の実績があり、業務を確実に遂行できる	10
2 試食販売活動等	(1) 輸入会社又は卸売会社等と連携し、相手国の状況に合わせた効果的な試食販売等の販売促進活動が実施できる	10
	(2) 仕様書の定める期間において、効果的な試食販売等の販売促進活動実施ができる	10
	(3) バイヤー及びプロモーター等が現地消費者に本県農産物等に関する的確な情報提供が行えるよう、効果的な手法で実施できる	10
	(4) 新型コロナウイルス感染症を勘案したプロモーションが実施できる	5
3 販促資材の作成・配布	(1) 県産農産物の販促資材を作成し、プロモーションの際に配布ができる	5
4 栃木県産農産物のPR	(1) 現地の文化や流行を踏まえた効果的なPRが実施できる	10
5 試食用サンプルの輸送等	(1) 試食用サンプルの調達、国内外における輸送、及び通関・検疫・放射性物質検査等の輸出関連手続が確実に遂行できる	10
6 アンケートの実施	(1) 現地バイヤーや小売店青果物担当者等及び現地消費者(試食者及び購入者)に対し、本県産農産物に係るアンケート調査を実施できる	10
7 その他	(1) 経費の積算は適切である	5
	(2) 本県産農産物の輸出拡大への期待ができる	10
合 計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。

・配点が5点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ0.5を乗じた数を得点とする。